

# 田子町空き家等の適正管理に関する条例

平成25年7月1日から施行されました！

## 空き家等の適正管理は、所有者等の責任です！

この条例では、空き家等の所有者等の責務として、「空き家等が危険な状態にならないように適正に管理しなければならない」と定めています。

所有者等の皆様は、自分が所有している空き家等の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は、知人などに依頼するなど、所有者等としての責任を果たすことを心がけてください。

近年、空き家等の管理が適正に行われていないことによって、台風などにより屋根が飛ぶなど、近隣住民や通行人の方々が不安を感じたり、迷惑を受けているとの相談が、町へ寄せられています。

このため、町では、所有者等に空き家等の適正な管理を求め、町民の安全・安心と良好な生活環境の保全に寄与することを目的として「田子町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成25年7月1日から施行いたしました。

### 【本条例の適用範囲】

	状態	管理状況	対象
建物 その 他の 工 作 物	有人（使用している） ・ 住家など ・ 定期的に人が出入り	適正管理	条例対象外
	無人（使用していない） ・ 常時又は長期にわたり無人	適正管理	条例対象外
		本条例において 「空き家等」といいます	適正管理がな されていない



## 条例による町の対応内容



### 情報提供等



#### 1 調査

町民からの情報提供等により、管理が行き届いていない空き家等を把握した場合は、実態調査を行います。



### 所有者等の調査



#### 2 助言、指導

調査により、空き家等が危険な状態にあると認めるときは、空き家等の所有者等に対して、管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずるよう、助言または指導することができます。



#### 3 勧告

空き家等の所有者等が指導に従わず、かつ空き家等の危険な状態が相当程度であると認めるときは、空き家等の危険な状態の改善に必要な措置を講ずるよう、勧告することができます。



#### 4 公表

空き家等の所有者等が勧告に従わないときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えた上で、勧告に従わない者の住所や氏名、空き家等の所在地、勧告の内容等を公表することができます。



#### 5 命令

空き家等の所有者等が勧告に従わないときは、期限を定めて空き家等の危険な状態の改善に必要な措置を講ずるよう、命令することができます。



#### 6 行政代執行

措置命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によることが困難であり、かつ、放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより代執行することができます。

これに要した費用は、所有者等から徴収します。

